

◎新潟県告示第725号

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第8条の2第1項の規定による研修及び同法第8条の3の規定による講習を次のとおり指定する。

令和7年7月18日

新潟県知事 花 角 英 世

1 研修及び講習の主催者

東京都港区新橋6丁目8番2号

公益財団法人 全国生活衛生営業指導センター（理事長 田中 秀樹）

2 会場の運営及び設営の窓口となる団体

(1) 名称

公益財団法人 新潟県生活衛生営業指導センター

(2) 所在地

新潟市中央区東大畑通1番町490-13

3 研修及び講習の種類及び日程、科目等

(1) 第1型研修及び講習

ア 開催年月日、開催地及び受講対象

	開催年月日	開催地	受講対象
研 修	令和7年10月9日（木）	長岡市	クリーニング所の業務に従事するクリーニング師
	令和7年10月23日（木）	上越市	
	令和7年11月6日（木）	新潟市	
講 習	令和7年9月18日（木）	新潟市	クリーニング所の業務に従事する者
	令和7年10月9日（木）	長岡市	
	令和7年10月23日（木）	上越市	

イ 研修及び講習科目

- ・ 衛生法規及び公衆衛生（1時間）
- ・ 洗濯物の受取、保管及び引渡し（1時間）
- ・ 洗濯物の処理（1時間）
- ・ 繊維及び繊維製品（1時間）
- ・ レポート

ただし、前回受講より3年以内に受講する者については、一部を省略することができること。

(2) 第2型研修及び講習

ア 受付期間、レポート提出締切年月日及び受講対象

	受付期間	レポート提出締切年月日	受講対象
研 修	第1回 令和7年8月18日（月） ～令和7年11月28日（金）	令和7年12月26日（金）	クリーニング所の業務に従事するクリーニング師であって、へき地、離島及び遠隔地に居住する者、その他県知事が適当と認める者
講 習	第1回 令和7年8月18日（月） ～令和7年11月28日（金）	令和7年12月26日（金）	クリーニング所の業務に従事する者であって、へき地、離島及び遠隔地に居住する者、その他県知事が適当と認める者

イ 研修及び講習科目

- ・ 衛生法規及び公衆衛生
- ・ 洗濯物の受取、保管及び引渡し
- ・ 洗濯物の処理
- ・ 繊維及び繊維製品

4 受講料

(1) 研修

1人 5,000円

(2) 講習

1人 4,500円